四運自旅第６７９号
四運技安第２８６号
平成２８年１２月２１日

四国バス協会会長　殿

四国運輸局自動車交通部長

四国運輸局自動車技術安全部長

貸切バスのＡＳＶ技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて

標記について、平成２８年１２月１６日付け国自技第１９２号をもって自動車局技術政策課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、今後、貸切バスにおいて当ガイドラインに基づく表示を行うよう貴協会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

国 自 技 第 １ ９ ２ 号
平成２８年１２月１６日

四 国 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長　殿

自動車局技術政策課長

貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられたところである。

総合的な対策をうけて別添のとおり「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」を定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、（公社）日本バス協会及び（一社）日本自動車工業会には、その旨を通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知・徹底を図られたい。

国 自 技 第 １ ９ ２ 号
平成２８年１２月１６日

四 国 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長　殿

自動車局技術政策課長

貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられたところである。

総合的な対策をうけて別添のとおり「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」を定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、（公社）日本バス協会及び（一社）日本自動車工業会には、その旨を通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知・徹底を図られたい。

国自技第１９２号
平成２８年１２月１６日

公益社団法人　日本バス協会会長　　殿

国土交通省自動車局技術政策課長

貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられたところである。

総合的な対策をうけて別添のとおり「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」を定めたので、今後、貸切バスにおいて当ガイドラインに基づく表示を行うよう貴協会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

国自技第１９２号
平成２８年１２月１６日

一般社団法人　日本自動車工業会会長　殿

国土交通省自動車局技術政策課長

貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられたところである。

総合的な対策をうけて別添のとおり「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」を定めたので、今後、貸切バスにおいて当ガイドラインに基づく表示を行うよう貴協会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

別添

貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドライン

１．目的

このガイドラインは、貸切バスの ASV 技術の搭載状況を車体に表示することにより安全情報の「見える化」を図り、もってバスの利用者自らが乗車するバスに搭載された先進安全技術を把握できるようにするとともに、先進安全技術が搭載されていない古い車両から新型車への代替を促進することを目的とする。

２．用語の定義

このガイドラインにおける用語の定義は、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）及び「道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成 15 年国土交通省第 1318 号。以下「適用整理告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「貸切バス」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

(2)「衝突被害軽減ブレーキ」とは、細目告示第 15 条第 7 項又は適用整理告示第 9 条第 22 項及び第 23 項に定める衝突被害軽減制動制御装置であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、第 75 条の 3 第 7 項の証明又は当該自動車の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。

(3)「車線逸脱警報装置」とは、細目告示第 67 条第 2 項に定める車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する装置であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、第 75 条の 3 第 7 項の証明又は当該自動車の製作者若しくは装置の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。

(4)「ドライバー異常時対応システム」とは、運転者が体調急変等により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった場合に、緊急措置としてドライバーに代わってシステムが車両を停止させるシステムであって、「自動車技術指針について」（平成 11 年 4 月 15 日自技第 83 号）「別紙８．運転者異常時対応システム（減速停止型）の技術指針」に適合することを当該システムの製作者等が証明するものをいう。

(5)「特定 ASV 技術」とは、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置及びドライバー異常時対応システムをいう。

３．適用範囲

このガイドラインは、全ての貸切バスに適用する。

４．車体への表示

(1)　貸切バスには、その搭載する特定 ASV 技術に応じ、付録１から付録３までに定める表示を行うものとする。

(2)　(1)の表示は、車体の外側であって以下に掲げる位置に行うものとする。

（ア）　とびらが開閉状態のいずれにおいても乗車する乗客から見えやすい位置

（イ）　車体の後面

５．附則

(1)　このガイドラインは、発出の日より施行する。

(2)　このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日以降の製作車にあっては同日より、同日以前の製作車にあっては、平成 29 年 10 月 1 日より適用する。

付録１　衝突被害軽減ブレーキの車体表示

付録２　車線逸脱警報装置の車体表示

付録３　ドライバー異常時対応システムの車体表示